### 様式第一(第2条関係)

### 新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 代表者の氏名

生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

- 1. 新技術等実証の目標
- 2. 次に掲げる新技術等実証の内容
- (1)新技術等及び革新的事業活動の内容
- (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
- (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 4. 参加者等の具体的な範囲
- 5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項
- 6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
- 7. その他

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### (記載要領)

1. 新技術等実証の目標

新技術等実証の目標(新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す 実証の方向性)を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。

- 2. 新技術等実証の内容
- (1)「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
- (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析 する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかった ような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能であ る等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
- 3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
- 4. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
- (1)整備を求める規制の特例措置の内容(現行規制が目的としている安全性等の確保を、現

行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。) を要約的 に記載する。

- (2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる新技術等実証の内容を要約的に記載する。
- (3) 現行規制の範囲において、既に実証の一部を実施している場合はその内容を記載する。

# **様式第二**(第2条関係)

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

- 1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
- 2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
- 3. その他

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# **様式第三**(第2条関係)

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

- 1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
- 2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
- 3. その他

# (記載要領)

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

### 様式第四(第2条関係)

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

- 1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でないと判断する理由
- 2. 規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
- 3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要
- 4. その他

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

### 様式第五(第3条関係)

新技術等実証に係る新技術等関係規定に関する照会書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、実施しようと する新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関 係規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

- 1. 新技術等実証の目標
- 2. 次に掲げる新技術等実証の内容
- (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
- (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
- (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 4. 参加者等の具体的な範囲
- 5. 新技術等関係規定の条項
- 6. 具体的な確認事項
- 7. その他

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### (記載要領)

1. 新技術等実証の目標

新技術等実証の目標(新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す 実証の方向性)を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。

- 2. 新技術等実証の内容
- (1)「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
- (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析 する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかった ような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能であ る等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
- 3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
- 4. 具体的な確認事項には、新技術等関係規定の適用関係についての自己の見解を記載する。

### 様式第六(第3条関係)

新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈等に関する回答書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1. 新技術等関係規定の解釈及び新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用関係並びにその理由
- 2. 現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
- 3. その他
- (注)本回答は、確認を求める対象となる法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、 捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

#### 新技術等実証計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、下記の計画 について認定を受けたいので申請します。

記

- 1. 新技術等実証の目標
- 2. 次に掲げる新技術等実証の内容
- (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
- (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
- (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
- 5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
- 7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容
- 8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- 9. その他

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### (記載要領)

1. 新技術等実証の目標

新技術等実証の目標 (新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性) を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。

- 2. 新技術等実証の内容
- (1)「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
- (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
- 3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
- 4. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 法第16条の規定に基づき、信用保証協会の制度を利用して金融機関から融資を受けよう

とする場合には、借入先金融機関名を示しつつ、その旨を記載する。

- (3) 社債又は資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けようとする場合には、その旨を、資金の借入れについては借入 先金融機関名を示しつつ記載する。
- 5. 既存の法令に規定されている特別認可制度等の活用が見込まれる場合は「6. 法第2条第2 項第2号に規定する規制係る新技術等関係規定の条項」にその旨を記載する。
- 6. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合であって、新技術等実証の実施 と併せて講ずる必要のある措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置 の内容を要約的に記載する。
- 7. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その範囲を記載するとと もに、当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることなどにより、参加者等以 外に権利利益を害されるおそれがある者が存在しないことがわかるように記載する。

### 新技術等実証計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由 により認定をしないものとします。

記

- 1. 不認定の理由
- 2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

### 様式第九(第5条関係)

### 認定新技術等実証計画の内容の公表

- 1. 認定をした年月日
- 2. 認定新技術等実証実施者の名称
- 3. 認定新技術等実証計画の目標
- 4. 認定新技術等実証計画の内容
- (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
- (2) 生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第2条第2項第1号に規定する実証の内容 及びその実施方法
- (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
- 6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
- 7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
- 8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

### (記載要領)

「4. 認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

#### 新技術等実証計画の認定証

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第11条第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

- 1 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること
- 2 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証(法第11条第3項第4号に規定する同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに法第11条第 3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

そのため、法第11条第1項の規定により当該新技術等実証計画を認定します。

記

- 1. 認定の年月日
- 2. 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3. 当該認定に係る新技術等実証計画の内容
- (1)新技術等実証計画の概要
- (2) 新技術等関係規定の条項
- (3) 実証を適切に実施するために必要となる措置
- 4. 当該認定に係る新技術等実証計画の実施期間

### (備考)

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2. 認定新技術等実証計画の写しを添付する。

# 様式第十一(第6条関係)

# 参加者等の同意の取得状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画について、以下のとおり認定 新技術等実証計画に記載した参加者等から同意を取得したので報告します。

記

- 1. 同意を取得した参加者等
- 2. 同意の取得方法

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 様式第十二(第6条関係)

新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

生産性向上特別措置法施行規則第6条第4項の規定に基づき、 で認定を受けた新技術等実証計画の認定証の再交付を申請します。

年 月 日付け

記

- 1. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- 2. 申請の理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# **様式第十三**(第7条関係)

### 認定新技術等実証計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第13条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

# **様式第十四**(第7条関係)

### 認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

- 1. 不認定の理由
- 2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

### **様式第十五**(第7条関係)

### 変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

- 1. 変更認定をした年月日
- 2. 変更後の認定新技術等実証実施者の名称
- 3. 変更後の認定新技術等実証計画の目標
- 4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容
- (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
- (2) 生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第2条第2項第1号に規定する実証の内容 及びその実施方法
- (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 5. 変更後の新技術等実証の実施期間及び実施場所

### (記載要領)

「4.変更後の認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

# 様式第十六 (第8条関係)

# 認定新技術等実証計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記のとおり変更 を指示します。

記

- 1. 変更の指示の内容
- 2. 変更を指示する理由
- 3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第11条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

# 様式第十七 (第9条関係)

# 認定新技術等実証計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記の理由により 認定を取り消します。

記

- 1. 認定を取り消す理由
- 2. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要

#### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第13条第2項又は第3項のうち、認定の取消しの理由となっている ものを具体的に記載する。

# 様式第十八(第9条関係)

# 認定新技術等実証計画の認定取消しの公表

- 1. 認定の取消しをした年月日
- 2. 認定を取り消した新技術等実証実施者の名称
- 3. 認定を取り消した新技術等実証計画の内容
- 4. 認定取消しの理由

# (記載要領)

認定を取り消された新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

### 様式第十九 (第10条関係)

# 革新的データ産業活用計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 代表者の氏名 印

生産性向上特別措置法第22条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請 します。

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第10条第2項又は第3項に該当する場合には、当該各項に掲 げる書類を添付する。

### 革新的データ産業活用計画

1 名称等	
事業者の氏名又は名称	
代表者名 (事業者が法人の場合)	
資本金又は出資の額	
常時使用する従業員の数	
法人番号	
日本標準産業分類における該当中分類名称及	びその番号
連絡先(所属、氏名、電話番号、FAX 番号、	雷子メールアドレス等)

- 2 特定革新的データ産業活用の実施等の予定の有無
- (1)特定革新的データ産業活用の実施の予定の有無

有 · 無

(2) 特定革新的データ産業活用事業者としての生産性向上特別措置法第26条第1項の規定による主務大臣の確認の要否(国の機関等のデータの提供の求め) 要・ 否

2	- H 三 H - L ) テ H - ) テ ※	マーフォのしし	ての主務大臣の確認の要否	(裕生) 帝田の田不)
		ずり ヘ もひとし	. (7) 主修入足(7)帷龄(7) 多名。	

要 • 否

4	革新的デー	A	産業活	田	$\mathcal{O}$	目	樰
-	<del></del>	/		<i>,</i> , , ,	V ノ	ш	475

_	十十七 ムト ムトーツ	トナルンナ	田の上歩す	ナドフの	/ + + /- n +- ++n
ວ	革新的デー	グ厍業活	用りかり谷々	(ハヤリ)	<b>夫</b> 脚 旺 拱

1	データの収集及び活用 の類型	
2	連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明	
3	データの収集方法	
4	データの連携方法	
(5)	データの活用方法 (データを整理し、他 の事業者に提供する場 合にあっては、それら の方法を含む。)	
6	データを直接活用する 事業の業種 (日本標準産業分類の 中分類から選択)	
7	データの活用による 生産、販売その他事業 活動の変化	
8	実施時期	

# 6 データの安全管理

(1) データの安全管理の方法

	データにアクセスできる
1	組織又は個人を必要最小
	限に制限する機能

	データ連携を行うシステ	
2	ム間の通信経路から盗取	
	されないような機能	
	データに対する外部から	
3	の不正なアクセスに対す	
	る防御に必要な機能	
	データを連携させるシス	
4	テムに対する不正なアク	
	セス等を検知する体制	
	不正なアクセス等により	
(5)	被害が生じた場合の対処	
	方針	
	データの提供を受ける法	
6	人又は個人における安全	
	確保対策	
	データを連携させるシス	
7	テムについての定期的な	
	脆弱性確認の方法	

(2) 上記内容の適正性及びその運用について担保をする情報処理安全確保支援士

氏名

登録番号

- (注) 1. 申請者が中小企業者の場合は、IT コーディネータでも可。
  - 2. 登録されていることを示す書類の写しを添付すること。

### 7 個人情報の取扱い

(1) 本計画に係る革新的データ産業活用において用いられるデータにおける、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第6項に規定する個人データの有無

有 · 無

(2) 本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法

1	個人データの種類	し データの種類	
	(保有個人データを含む	<b>呆有個人データを含む</b>	
	場合にあっては、その旨	合にあっては、その旨	
	及び内容を明記するこ	び内容を明記するこ	
	と)		

2	活用の目的	
3	情報の項目	
4	要配慮個人情報を用いる 場合にあっては、その内 容	
5	活用方法の概要	
6	提供元	
7	取得方法	
8	匿名加工情報を作成する 場合におけるその方法	
9	第三者提供を行う場合に おけるその方法 (個人情報保護法第23 条第2項に規定する方法 による場合にあっては、 その旨、具体的方法、個 人情報保護委員会への届 出の有無・時期等)	
10	第三者提供を受ける場合 におけるその方法	
(1)	外国にある第三者からの 提供を受ける場合におけ るその概要	
12	外国にある第三者への提 供を行う場合におけるそ の概要	
13	安全管理措置及び委託先 の監督の概要	
14)	従業員に対する個人情報 の取扱いに関する教育・ 啓発	
15	個人情報の取扱いに関し て法令遵守を担保する担 当部署名及び連絡先	連絡先:
16	個人データの件数	

(3) 個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法 本計画の内容及び本計画の実施において、個人情報保護法及び関連法令等を遵守するか。

する・ しない

それを担保する方法:

- 8 生産性向上の目標
- (1) データ活用による生産性の変化の内容

# (2) 労働生産性

1)	現状(数値)	
2	投資計画策定翌年度の見込み	
3	投資計画策定翌々年度の見込み	
4	投資計画策定翌々々年度の見 込み	
(5)	伸び率の年平均の3年間の平 均値(数値)	

# (3)投資利益率

1	設備投資額(税制の対象に関	
	するものに限る。)	
2	投資計画策定翌年度の営業利	
	益と減価償却費の増加額の合	
	計の見込み	
3	投資計画策定翌々年度の営業	
	利益と減価償却費の増加額の	
	合計の見込み	
4	投資計画策定翌々々年度の営	
	業利益と減価償却費の増加額	
	の合計の見込み	
(5)	3年間の平均値	
	((2+3+4)/1)	

# 9 本計画のために新たに投資する設備

# (1) 全ての設備

	設備の種類	設備の名称	設備の型式/機能	数量	事業の用に 供する時期	合計金額 (千円)	税制 対象
1							
2							
3							
			合計				

(2) 上記のうちデータ連携に必要なソフトウェア

	設備の名称	設備の型式/機能	データ連携において果たす役割
1			
2			

10 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

費用	達方法	政府関係金 融機関から の借入れ	民間金融機 関等からの 借入れ	自己資金	その他	合計	備考
データ活用に必要 な資金の合計額							
データ活用	年度						
に必要な資	年度						
金の額	年度						
	年度						
	年度						

- (注) 1.「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
  - 2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 11 特定革新的データ産業活用の内容
- (1) 関係する産業分野
- (2) 主に収集するデータの内容とその提供元
- (3) 整理することにより生成されるデータ
- (4) 主なデータの提供先

# 様式第二十(第11条関係)

# 革新的データ産業活用計画の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの認定申請について、生産性向上特別措置法第22条第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

- 1. 認定をした年月日
- 2. 申請者の名称及び代表者の氏名
- 3. 申請者の住所
- 4. 革新的データ産業活用計画の概要(税制適用の有無を含む。)

# (備考)

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2. 申請のあった認定申請書及び別紙の写しを添付する。

# 様式第二十一 (第11条関係)

# 革新的データ産業活用計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった革新的データ産業活用計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

# 不認定の理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# (記載要領)

生産性向上特別措置法第22条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

# 様式第二十二 (第11条関係)

# 認定革新的データ産業活用計画の概要の公表

- 1. 認定をした年月日
- 2. 認定革新的データ産業活用事業者の名称
- 3. 認定革新的データ産業活用計画の概要
- 4. 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

「3. 認定革新的データ産業活用計画の概要」中、認定革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

# 様式第二十三 (第12条関係)

### 認定革新的データ産業活用計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 称 代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた革新的データ産業活用計画について下記のとおり変更 したいので、生産性向上特別措置法第23条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第12条第3項に掲げる書類を添付する。

### (記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

# 様式第二十四(第12条関係)

# 革新的データ産業活用計画の変更の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更認定申請について、生産性向上特別措置法第22条第4項の規 定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

- 1. 変更認定をした年月日
- 2. 変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
- 3. 変更後の申請者の住所
- 4. 変更後の革新的データ産業活用計画の概要

### (備考)

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2. 申請のあった変更認定申請書の写しを添付する。

# 様式第二十五 (第12条関係)

# 認定革新的データ産業活用計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった認定革新的データ産業活用計画については、 下記の理由により認定をしないものとします。

記

### 不認定の理由

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# (記載要領)

生産性向上特別措置法第22条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

# 様式第二十六 (第12条関係)

# 変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要の公表

- 1. 変更認定をした年月日
- 2. 変更後の認定革新的データ産業活用事業者の名称
- 3. 変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要
- 4. 個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

「3.変更後の認定革新的データ活用計画の概要」中、認定革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

# 様式第二十七 (第13条関係)

# 認定革新的データ産業活用計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした革新的データ産業活用計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

- 1. 変更の指示の内容
- 2. 変更を指示する理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# (記載要領)

- 1. 生産性向上特別措置法第23条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。
- 2. 革新的事業活動評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に含めて記載する。

# **様式第二十八**(第14条関係)

# 認定革新的データ産業活用計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした革新的データ産業活用計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

### 認定を取り消す理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを 具体的に記載する。

# **様式第二十九**(第14条関係)

# 認定革新的データ産業活用事業計画の認定取消しの公表

- 1. 認定取消しをした年月日
- 2. 認定を取り消された革新的データ産業活用事業者の名称
- 3. 認定取消しの理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

- 1. 生産性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
- 2. 「3. 認定取消しの理由」中、革新的データ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

# 様式第三十(第15条関係)

# 安全管理に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 称 代表者の氏名 印

生産性向上特別措置法第26条第1項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第15条第2項に掲げる書類を添付する。

# 様式第三十一(第15条関係)

# 安全管理に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの確認申請について、生産性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

- 1. 確認をした年月日
- 2. 申請書の名称及び代表者の氏名
- 3. 申請者の住所
- 4. 認定革新的データ産業活用計画の概要

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 様式第三十二 (第15条関係)

# 安全管理に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで確認申請のあった特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

### 確認をしない理由

# (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### (記載要領)

生産性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

# 様式第三十三 (第16条関係)

### 安全管理の変更に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 称 代表者の氏名 印

年 月 日付けで確認を受けた安全管理の内容について下記のとおり変更したいので、 生産性向上特別措置法施行規則第16条第1項の規定に基づき、別紙その他の必要書類を添えて申請 します。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第16条第2項に掲げる書類を添付する。

### (記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

# 様式第三十四 (第16条関係)

### 安全管理の変更に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更確認申請について、生産性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

- 1. 変更確認をした年月日
- 2. 変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
- 3. 変更後の申請者の住所
- 4. 変更後の認定革新的データ産業活用計画の概要

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 様式第三十五 (第16条関係)

# 安全管理の変更に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで変更確認申請のあった特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理については、以下により確認をしないものとします。

記

# 確認をしない理由

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

生産性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

### 安全管理に関する調査結果通知書

年 月 日

殿

代表者の氏名

印

年 月 日付けで調査の依頼のあったデータの安全管理に係る調査の結果について、生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第28条第4項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

記

	<u>, –                                     </u>
事業者名	
調査の依頼の根拠条項	
調査結果	
その他留意事項	

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 「調査依頼の根拠条項」の欄には、法第22条第5項、第26条第1項又は第28条第3項の いずれかを記入すること。
- 3. 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

# 様式第三十七 (第18条関係)

# 国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

年 月 日

殿

住 名 称 代表者の氏名 印

生産性向上特別措置法第 2 6 条第 1 項に規定に基づき、別紙の国の機関等の保有するデータの提供を求めます。

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第18条第1項に掲げる書類を添付する。

# 国の機関等に対するデータ提供依頼申出書

	名称等 氏名又は名称(法人その他の[	団体にあってはそ	- の名称及び代表者の氏名)	
言	各種申請について 図定革新的データ産業活用計画 特定革新的データ産業活用	画 認定された年 確認された年		
3.	提供を求めるデータの内容			
1	提供を依頼するデータの 名称及び対象時期等			
2	提供を依頼するデータを 保有している国の機関又 は公共機関等			
4.	データの活用目的等につい	~		
1	データの活用の目的			
2	データの活用の方法			
( <u>}</u>	主) 認定革新的データ産業活り 用の目的及び方法との関係		た革新的データ産業活用と、提供を求め う記載すること。	るデータの活
5.	データの提供方法等につい	~		
1)	データの提供希望時期(定期的なものを含む。)			
2	希望するデータ形式			
3	データの提供方法	1)提供媒体	□CD·R □DVD·R □電子メール(メールアドレスを記載: □専用回線 □IP⁻ VPN □その他(	)
		2)提供方法(電子	-メール以外) □郵送 □直接受取 □その他(	)

	ついて	
	現に提供を受けている国	
1	の機関又は公共機関等の	
	データ	
	今後提供を依頼する予定	
2	の国の機関又は公共機関	
	等のデータ	
<u>,                                    </u>		
7.	その他データの提供に当たる	って必要な事項

6. 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定の国の機関若しくは公共機関等の保有するデータに

# **様式第三十八**(第18条関係)

# 国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

	殿		
		大臣  名	艺
		けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼につい法」という。)第26条第2項(第6項)(第10項)の規定に基 したので、通知します。	•
		記	
1.	提供するデータの内容		
	提供するデータの名称及 び対象時期等		
	提供するデータを保有し		
2	ている国の機関又は公共 機関等		
2.	データの提供方法		
1)	データ形式		
		1)提供媒体 □CD-R □DVD-R	
		□電子メール(メールアドレスを記載:	)
		□その他(	)
2	データの提供方法	□専用回線 □IP-VPN	
		2)提供方法(電子メール以外)	
		□郵送  □直接受取	\
		□その他(	)
3.	データの提供の準備に要す	る期間	
4.	納付すべき手数料の額		

5. 手数料を減額又は免除した額	
6. 手数料を減額又は免除した後の額 (注) 手数料の減額又は免除をした場合は、6の額を納付すること。	
7. その他データの提供に当たって必要な事項	

8. 担当課室等

担当課室:

電話番号:

- 1. 「大臣 名」は、法第26条第2項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第6項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条10項の規定による場合には主務大臣及び公共機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### 様式第三十九 (第18条関係)

### 国の機関等の保有するデータ不提供通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第26条第3項(第7項)(第12項)の規定に基づき、下記の理由により提供しないこととしましたので、通知します。

記

### データを提供しない理由

#### (備考)

- 1. 「大臣 名」は、法第26条第3項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第7項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とし、同条12項の規定による場合には主務大臣及び公共機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び公共機関等の連名とする。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

法第26条第2項のうち、提供をしない理由を具体的に記載する。

# 様式第四十(第18条関係)

### 国の機関等に対するデータ提供要請実施通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法(以下「法」という。)第26条第4項(第8項)の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しましたので、通知します。

記

- 1. データ提供の要請先の国の機関又は公共機関等の名称
- 2. データ提供の要請を実施した年月日

- 1. 「大臣 名」は、法第26条第4項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 様式第四十一(第18条関係)

# 国の機関等に対するデータ提供の要請不実施通知書

年 月 日

殿

大臣 名

年 月 日付けで求めのあった国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供依頼について、生産性向上特別措置法第26条第5項(第9項)の規定に基づき、下記の理由により要請を行わないこととしましたので、通知します。

記

### 要請不実施の理由

### (備考)

- 1. 「大臣 名」は、法26条第5項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第9項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### (記載要領)

要請をしない理由を具体的に記載する。

# **様式第四十二**(第19条関係)

# 国の機関等の保有するデータ提供実施要請書

年 月 日

	殿				
				住	所
				生 名	称
				代表者の氏名	印
	年 月 日付	ナで通知された国	国の機関又は公共機関等の保有する	データの提供依頼	頁に
~	ついて、生産性向上特別措置活	去施行規則第18	3条第16項の規定に基づき、下記	このとおりデータ携	<b>}供</b>
0	り実施を要請いたします。				
			記		
1.	提供するデータの内容				
	提供するデータの名称及				
1	び対象時期等				
	提供するデータを保有し				
2	ている国の機関又は公共				
	機関等				
2.	データの提供方法				
1	希望するデータ形式				
		1)提供媒体	□CD-R □DVD-R		
			□電子メール(メールアドレスを記述	載:	)
			□その他(		)
2	データの提供方法		□専用回線 □IP-VPN		
		2) 提供方法(電子	イメール以外)		
			□郵送  □直接受取		
			□その他(		)
3.	データの提供の実施希望時期	胡			
4.	納付すべき手数料の額				

5. 手数料を減額又は免除した額	
6. 手数料を減額又は免除した後の額 (注) 手数料の減額又は免除をした場合は、6の額を納付すること。	
7. その他データの提供に当たって必要な事項	

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第18条第16項に掲げる書類を添付する。
- 4. 手数料を収入印紙をもって納付するときは、別紙に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

(別紙)		
	ここに収入印紙を貼ってください。	

### **様式第四十三**(第21条関係)

認定新技術等実証計画の実施状況定期報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1. 新技術等実証の目標の達成状況
- 2. 実施した新技術等実証の内容及び進捗の状況

#### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

# (記載要領)

- 1. 新技術等実証の目標の達成状況は簡潔に記載する。また、報告を予定しているデータ及び報告時期を記載する。
- 2. 「2.」には新技術等実証の実施開始からの進捗状況を簡潔に記載する。

#### **様式第四十四**(第21条関係)

#### 認定新技術等実証計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 株 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1. 新技術等実証の目標の達成状況
- 2. 実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

#### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には、この報告のほかに、新技術等関係規定に係る法令を所管する主務大臣から規制の特例措置の適用状況について報告を求められる場合がある。

#### (記載要領)

- 1. 新技術等実証の目標の達成状況 新技術等実証に係る目標の達成状況を要約的に記載する。
- 2. 実施した新技術等実証の内容については、別表により、認定新技術等実証実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
  - ※規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。

### 別表

実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

2 47		
区 分	計画	実 績
実施内容等		

### **様式第四十五**(第21条関係)

#### 年度における革新的データ産業活用計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 称 代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた革新的データ産業活用計画の 年度の実施状況 を下記のとおり報告します。

記

- 1. 革新的データ産業活用計画の目標の達成状況
- 2. 実施した革新的データ産業活用計画の内容

#### (備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### (記載要領)

- 1. 革新的データ産業活用の目標の達成状況
  - (1) 革新的データ産業活用計画の目標の達成状況を要約的に記載する。
  - (2) 生産性の向上を示す数値の達成状況(認定計画に記載した数値を用いる。)を記載する。
- 2. 実施した革新的データ産業活用計画の内容については、別表により、認定革新的データ産業活用事業者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。
  - (1) 社債又は資金の借入れについて独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けた場合には、その旨を記載する。
  - (2) 法第26条第1項に規定する特定革新的データ産業活用を行う予定としていた場合には、 その旨及び実施状況を記載する。
  - (3) 法第29条に規定する課税の特例を受けた場合には、特別償却30%を適用した投資額及 び税額控除3%又は5%を適用した投資額をそれぞれ機械装置、器具備品又はソフトウェ アの区分ごとに記載する。

# 別表

# 実施した革新的データ産業活用計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計画	実 績
実施内容等		

### **様式第四十六**(第21条関係)

年度における特定革新的データ産業活用に係る安全管理の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 名 称 代表者の氏名 印

年 月 日付けで確認を受けた特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

- 1. 特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理の実施状況
- 2. 特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理に関する計画の策定、実施、評価及びその 改善を継続的に行っている実績
- 3. サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえた、特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理に関する対応策及びその実施状況
- 4. 特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理に関して発生した事故又は事故の発生に至る可能性のある事象(事故発生の可能性があると自ら判断したものを含む。)、それへの対処及び改善策

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表面)

第 号

生産性向上特別措置法第30条の規定による立入検査証

写 真

調査の名称職名及び氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、生産性向上特別措置法第30条の規定により、立入 検査をすることができる者であることを証明します。

有効期限 年 月 日

年 月 日

主務大臣
印

(裏面)

## 生產性向上特別措置法(平成30年法律第25号)(抄)

- 第30条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、情報処理推進機構等に対し、第28条 第2項及び第3項に規定する業務に関し報告を求め、又はその職員に、情報処理推進機構等の事務所 に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第55条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
  - 一 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。